

# 申 立 書

(被扶養者氏名)

---

( 続柄名 )

---

( 理 由 )

---

令和 年 月 から令和 年 月 支給分について

3ヶ月平均が108,334円以上となりましたが、扶養認定日以降どの月から起算しても12ヶ月間の収入は、130万円を超えない見込みであることを申立てます。

なお、今後130万円以上の収入見込みとなった場合は速やかに届け出ることを申し添えます。

3ヶ月平均が108,334円以上となった後に、130万円以上となる見込みがあると申告した場合は、3ヶ月平均をとった翌月(4ヶ月目)の給与支給対象期間の初日から扶養取消されることに同意します。また、収入額によっては、認定日に遡って扶養取消される場合があることについて同意します。

結果的に130万円以上となった場合は速やかに届け出るとともに、最初に3ヶ月平均が108,334円以上となり、その中で最初に月額108,334円以上となった月の給与支給対象期間の初日から扶養取消されることに同意します。

文部科学省共済組合広島大学支部長 殿

令和 年 月 日  
組合員氏名

---

(氏名は自署)